羽曳野市の給与・定員管理等について

１　総括

（１）人件費の状況（普通会計決算）

区　分	住民基本台帳人口 (22年度末)	歳　出　額 A	実　質　収　支	人　件　費 B	人　件　費　率 B／A	(参考) 21年度の人件費率
22年度	人 117,213	千円 39,676,315	千円 649,591	千円 5,253,927	% 13.2	% 15.6

（注）１　決算額は、地方財政状況調査の分析によるものです。
　　２　人件費は、特別職・議員に支給される給料・報酬等を含みます。

（２）職員給与費の状況（普通会計決算）

区　分	職員数 A	給与費 給　料	職員手当	期末･勤勉手当	計　B	一人当たり給与費 B/A
22年度	人 610	千円 2,199,248	千円 414,208	千円 825,491	千円 3,438,947	千円 5,638

(参考) 類似団体平均一人当たり給与費
千円 6,492

（注）１　職員数は、平成22年4月1日現在の一般会計の一般職に属する職員の数で再任用短時間勤務職員（62人）を含みます。
　　２　職員手当は、退職手当を含みません。

（３）特記事項

本市独自の給与制度の見直し及び抑制措置について

･通勤手当の見直し（自動車等による片道の通勤距離が2キロ未満の者、徒歩通勤者を支給対象外とする。）
　平成17年4月1日実施

･期末勤勉手当の見直し（役職加算の支給対象区分の縮小）　平成17年6月1日実施

･退職手当の見直し（20年以上勤続した場合の退職時特別昇給（2号給）の廃止）　平成17年4月1日実施

･平成14年4月1日から平成22年3月31日まで管理職手当カット（20%）を実施

･平成19年4月1日から平成23年3月31日まで現給保障者を対象に給料の1%カット（ただし、現給保障額を上限）を実施

･管理職を対象に給料の1.1%～3.5%カット　平成22年4月1日から実施中

･全職職を対象に給料の1.5%カット　平成23年4月1日から実施中

（４）ラスパイレス指数の状況（各年４月１日現在）

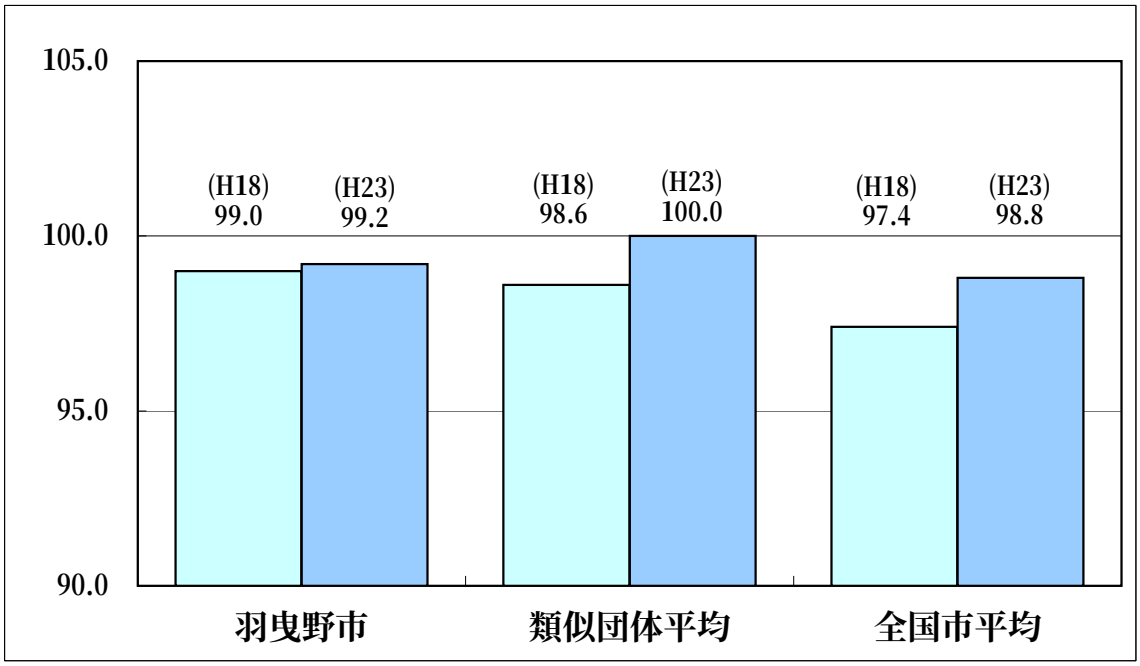

（注）１ ラスパイレス指数は、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。
　　２ 類似団体平均は、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

２　一般行政職給料表の状況（平成23年４月１日現在）

(単位:円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1号給の給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,000
最高号給の給料月額	243,700	309,200	356,400	405,100	412,900	429,800	458,400	480,500

（注）給料月額は、給与抑制措置を行う前のものである。

３　職員の平均給与月額、初任給等の状況

（１）職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成23年４月１日現在）

①一般行政職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国ベース)
羽曳野市	41.3　歳	320,371　円	397,555　円	365,049　円
大阪府	43.6　歳	314,453　円	418,321　円	369,556　円
国	42.3　歳	327,205　円	―	397,723　円
類似団体	43.3　歳	336,925　円	432,199　円	391,830　円

②税務職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国ベース)
羽曳野市	40.1　歳	314,955　円	431,381　円	363,799　円
都道府県平均	43.9　歳	336,961　円	417,573　円	379,138　円
国	43.0　歳	374,992　円	―	444,657　円
類似団体	39.8　歳	308,126　円	423,208　円	351,359　円

③福祉職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国ベース)
羽曳野市	40.5　歳	300,547　円	337,165　円	330,994　円
都道府県平均	43.8　歳	348,611　円	433,434　円	386,458　円
国	40.3　歳	323,049　円	―	367,540　円
類似団体	40.4　歳	307,132　円	358,822　円	340,506　円

④小･中学校(幼稚園)教育職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額(国ベース)
羽曳野市	36.8　歳	286,175　円	330,223　円	323,299　円
大阪府	42.2　歳	327,089　円	394,165　円	―
類似団体	41.8　歳	326,564　円	378,989　円	―

（注）１　「平均給料月額」は、平成23年４月１日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

２　「平均給与月額」は、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当等のすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

（２）職員の初任給の状況（平成23年４月１日現在）

区　　分		羽曳野市	大阪府	国
一般行政職	大 学 卒	185,800 円	178,800 円	Ⅰ種 185,800 円 Ⅱ種 172,200 円
	高 校 卒	155,700 円	144,500 円	140,100 円

（注）　他の職の区分も一般行政職と同じです。

（３）職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成23年４月１日現在）

区　　分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大 学 卒	232,147 円	303,626 円	361,125 円
	高 校 卒	216,502 円	283,384 円	327,857 円
税務職	大 学 卒	－	318,089 円	－
	高 校 卒	－	－	－
福祉職	大 学 卒	－	－	－
	高 校 卒	－	－	－
小･中学校（幼稚園）教育職	大 学 卒	249,500 円	－	－
	短 校 卒	－	－	－

（注）１　各経験年数に該当する職員数が３人以下の場合は、近似の階層について記載しています。
　　２　各経験年数と近似の階層に該当する職員数が３人以下の場合は、「－」と記載しています。
　　３　経験年数は、卒業後直ぐに採用され引き続き勤務している場合は採用後の年数をいいます。

４　一般行政職の級別職員数等の状況

（１）一般行政職の級別職員数の状況（平成23年４月１日現在）

区　分	標準的な職務内容	職員数	構成比
8　級	理事･部長	人 9	% 2.1
7　級	参事･課長･副理事	人 60	% 14.1
6　級	課長代理	人 68	% 15.9
5　級	主査･係長	人 85	% 19.9
4　級	副主査･主査	人 71	% 16.6
3　級	主事	人 29	% 6.8
2　級	主事	人 74	% 17.3
1　級	主事	人 31	% 7.3

（注）１　羽曳野市の一般職の職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
　　２　標準的な職務内容は、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

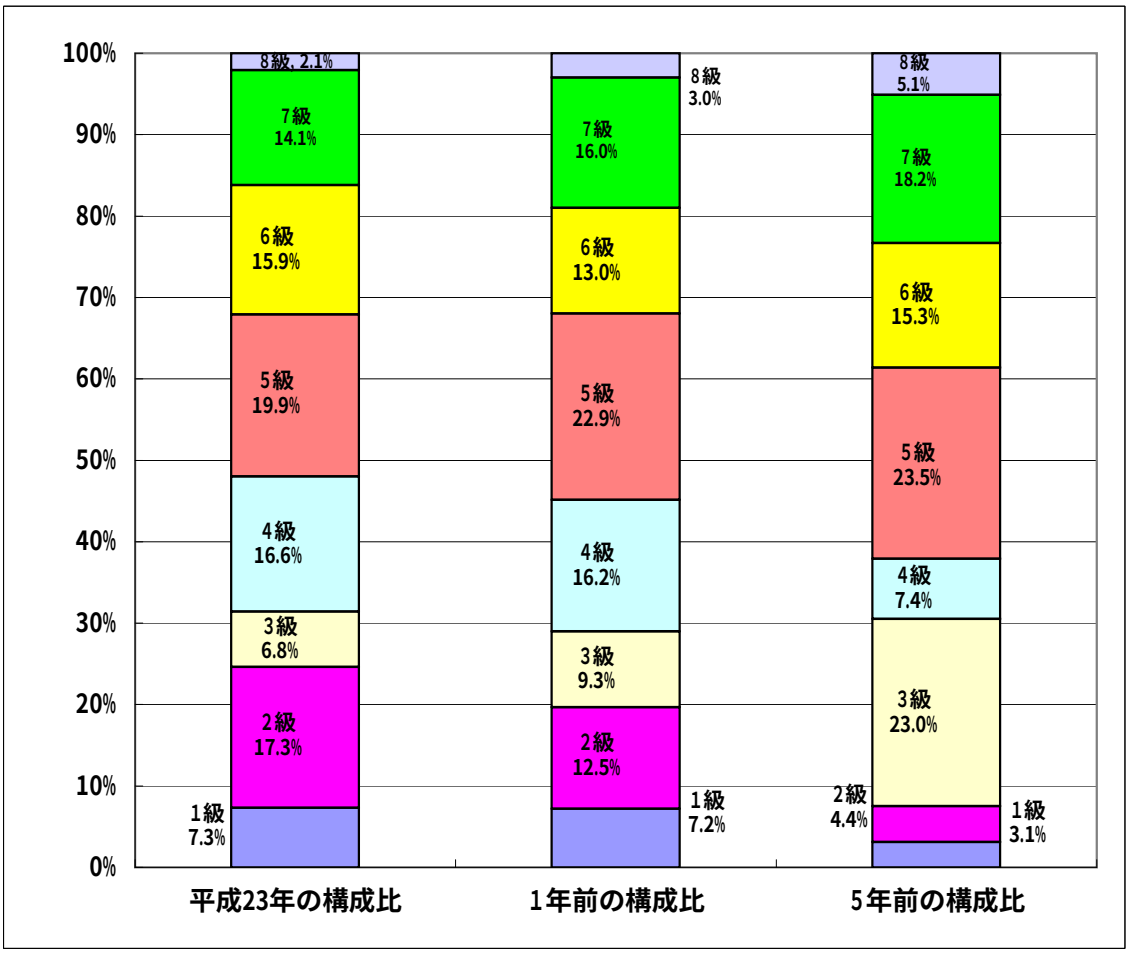

（２）昇給への勤務成績の反映状況

一律昇給

5　職員の手当の状況

（１）期末手当・勤勉手当

羽曳野市	大阪府	国
1人当たり平均支給額（22年度） 1,470　千円	1人当たり平均支給額（22年度） 1,557　千円	―
（22年度支給割合） 期末手当　2.60　月分（1.45）月分 勤勉手当　1.35　月分（0.65）月分	（22年度支給割合） 期末手当　2.60　月分（1.45）月分 勤勉手当　1.35　月分（0.65）月分	（22年度支給割合） 期末手当　2.60　月分（1.45）月分 勤勉手当　1.35　月分（0.65）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算　5～18%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～20% ・管理職加算　10～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算　5～20% ・管理職加算　10～25%

（注）　（　）内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）
・一律支給

（２）退職手当（平成23年４月１日現在）

羽曳野市			国		
(支給率)	自己都合	勧奨･定年	(支給率)	自己都合	勧奨･定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）	
(退職時特別昇給	無し)				
1人当たり平均支給額	13,536 千円	27,153 千円			

（注）退職手当の１人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額です。

（３）地域手当

（平成23年４月１日現在）

支給実績 (22年度決算)			150,248 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (22年度決算)			245,504 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
羽曳野市	6 %	616 人	6 %

(注) 「支給実績」及び「支給職員1人当たり平均支給年額」は、平成22年度における地域手当の額です。

（４）特殊勤務手当（平成23年４月１日現在）

支給実績 (22年度決算)			316 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (22年度決算)			12,648 円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (22年度)			4.0 %
手当の種類 (手当数)			7 種類
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
市税等滞納徴収手当	市税等 (市税、国民健康保険料及び介護保険料をいう) に関する事務を主管とする課所に勤務する職員	課所を離れて滞納に係る市税等の徴収に従事したとき	1日につき200円
感染症等防疫作業手当	生活環境部に勤務する職員	次に掲げる作業に従事したとき (1)感染症の患者もしくは感染症にかかっている疑いのある者の救護又は感染症の病菌の付着した物件もしくは付着の疑いのある物件を処理する作業 (2)家畜感染症等の患畜もしくは家畜感染症等にかかっている疑いのある家畜の取扱い又は家畜感染症等の病菌の付着した物件もしくは付着の疑いのある物件を処理する作業	1日につき400円
結核接触作業手当	保健福祉部に勤務する看護師、保健師その他の職員	結核患者の検診、治療、看護、指導又は結核菌の検査等に従事したとき	1日につき200円
死獣処理手当	生活環境部又は土木部に勤務する職員	死獣の処理作業に従事したとき	1件につき400円
有毒、有害物取扱作業手当	生活環境部に勤務する職員	野ねずみ等の駆除又は農作物及び果樹園の病害虫の防除のため、毒物及び劇物取締法 (昭和25年法律第303号) の定める有毒及び有害物を使用する作業並びに有毒及び有害物を使用する場所において実地指導の業務に従事したとき	1日につき400円
行旅病人及び行旅死亡人収容護送手当	保健福祉部に勤務する職員	行旅病人及行旅死亡人取扱法 (明治32年法律第93号) に基づき、その収容護送作業に従事したとき	(1)行旅病人の収容護送作業 1件 1,000円 (2)行旅死亡人の収容護送作業 1件 2,000円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
土木、建築等工事現場作業手当	生活環境部（災害対策本部を含む）、土木部、下水道部、都市開発部、総務部管財用地課又は教育委員会に勤務する職員	土木もしくは建築又は林務の工事現場（災害現場を含む）において、次に掲げる作業に従事したとき (1)山地又は高所における作業 (2)火薬その他危険物の取扱作業 (3)高熱物及び高圧電気等の取扱作業 (4)道路等の維持修繕作業等で著しく困難な作業	1日につき200円 （災害発生時：1日につき400円）

（５）時間外勤務手当

支給実績（22年度決算）	65,227 千円
職員1人当たり平均支給年額（22年度決算）	106 千円
支給実績（21年度決算）	75,414 千円
職員1人当たり平均支給年額（21年度決算）	121 千円

（注） 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

（６）その他の手当（平成23年４月１日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（22年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（22年度決算）
扶養手当	(1)配偶者 13,000円 (2)その他の扶養親族 6,500円 (ただし職員に配偶者がいない場合にはそのうち1人については 11,000円) ※満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子1人につ	同じ		69,064 千円	222,070 円
住居手当	(1) 借家・借間 ①家賃23,000円以下 家賃額－12,000円 ②家賃23,000円を超え55,000円未満 (家賃額－23,000円)×1／2＋11,000円 ③家賃55,000円以上 27,000円 (2) 持家（世帯主） 1,500円 （新築・購入から5年間 2,500円加算） (3) 上記以外 支給無し	異なる	(1) 借家・借間 ①家賃23,000円以下 家賃額－12,000円 ②家賃23,000円を超え55,000円未満 (家賃額－23,000円)×1／2＋11,000円 ③家賃55,000円以上 27,000円 (2)上記以外 支給無し	48,854 千円	79,827 円
通勤手当	徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上であること (1) 交通機関等の利用者 運賃等相当額 上限 55,000円 (2) 自動車等の使用者 使用距離に応じて支給 ①自転車 2,700円～3,200円 ②原動機付交通用具（自動車を除く） 4,900円～20,900円 ③自動車 6,400円～24,500円 (3) 交通機関等と自動車等との併用者 上限 55,000円	異なる	徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上であること (1) 交通機関等の利用者 運賃等相当額 上限 55,000円 (2) 自動車等の使用者 使用距離に応じて支給 2,000円～24,500円 (3) 交通機関等と自動車等との併用者 上限 55,000円	46,583 千円	88,393 円

手　当　名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (22年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (22年度決算)
管理職手当	部長　80,000 円 指定理事　80,000 円 理事　70,000 円 審議官　40,000 円 副理事　65,000 円 課長　60,000 円 参事　50,000 円 総園長　55,000 円 園長　50,000 円 園長代理　25,000 円 指定職員　47,000 円	異なる	管理又は監督の地位にある職員の占める官職のうち、人事院規則で指定する官職を占める職員に対し支給	76,953 千円	625,634 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は休日等に規則で定める事務に勤務した場合 1時間以上2時間未満　2,000円 2時間以上3時間未満　4,000円 3時間以上6時間未満　12,000円 6時間以上　18,000円	異なる	管理職手当が支給される職員並びに指定職俸給表適用職員が、臨時又は緊急の必要等により、週休日又は休日等に勤務した場合 管理職手当の区分等に応じ、勤務1回につき4,000円～12,000円 (指定職18, 000円) ただし、6時間を超える勤務については150／100を乗じて得た額	12 千円	12,000 円

6　特別職の報酬等の状況（平成23年４月１日現在）

区分		給料月額等		
			(参考) 類似団体における最高／最低額	
給料	市長	841,500 円 (990,000 円)	1,030,000 円／	609,700 円
	副市長	708,400 円 (770,000 円)	865,000 円／	592,800 円
			(参考) 類似団体における最高／最低額	
報酬	議長	700,000 円 ( )	760,000 円／	420,100 円
	副議長	650,000 円 ( )	670,000 円／	366,600 円
	議員	600,000 円 ( )	620,000 円／	338,800 円
期末手当	市長 副市長	(22年度支給割合) 6月期　1.95 月分 12月期　2.00 月分 計　3.95 月分		
	議長 副議長 議員	(22年度支給割合) 6月期　1.95 月分 12月期　2.00 月分 計　3.95 月分		
地域手当	市長 副市長	(22年度支給割合) 6%		

区　　分		給　　料　　月　　額　　等		
退職手当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	市　　長	990千円×在職月数×40/100	19,008　千円	任期毎
	副　市　長	770千円×在職月数×30/100	11,088　千円	任期毎

(注)　1　給料及び報酬の（　）内は、減額措置を行う前の金額です。
　　2　給料は平成17年7月1日から市長が15%、副市長が8%減額されています。
　　3　退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

7　職員数の状況

（1）部門別職員数の状況と主な増減理由

（各年4月1日現在）

部門	区分		職員数 平成22年	職員数 平成23年	対前年増減数	主な増減理由
普通会計部門	一般行政部門	議　会	6	5	-1	欠員不補充
		総　務	133	139	6	業務の充実／業務の見直し
		税　務	39	39	0	
		労　働	2	1	-1	欠員不補充
		農林水産	6	6	0	
		商　工	9	11	2	業務の充実
		土　木	67	61	-6	欠員不補充／業務の見直し／業務の充実
		民　生	154	147	-7	欠員不補充／業務の充実
		衛　生	34	34	0	
		計	450	443	-7	＜参考＞ 人口1万人当たり職員数　37.79　人 (類似団体の人口1万人当たり職員数　44.26　人)
	教育部門		99	98	-1	欠員不補充／業務の見直し／業務の充実
	消防部門		―	―	―	
	小　計		549	541	-8	＜参考＞ 人口1万人当たり職員数　46.16　人 (類似団体の人口1万人当たり職員数　61.30　人)
公営企業等会計部門	水道事業		35	35	0	
	公共下水道		26	24	-2	欠員不補充
	国民健康保険		24	24	0	
	介護保険		21	22	1	業務の充実
	小　計		106	105	-1	
合　計			655 [　810　]	646 [　810　]	-9 [　0　]	＜参考＞ 人口1万人当たり職員数　55.11　人

（注）1　職員数は一般職に属する職員数です。
　　2　[　　]内は、条例定数の合計です。

（２）年齢別職員構成の状況（平成23年４月１日現在）

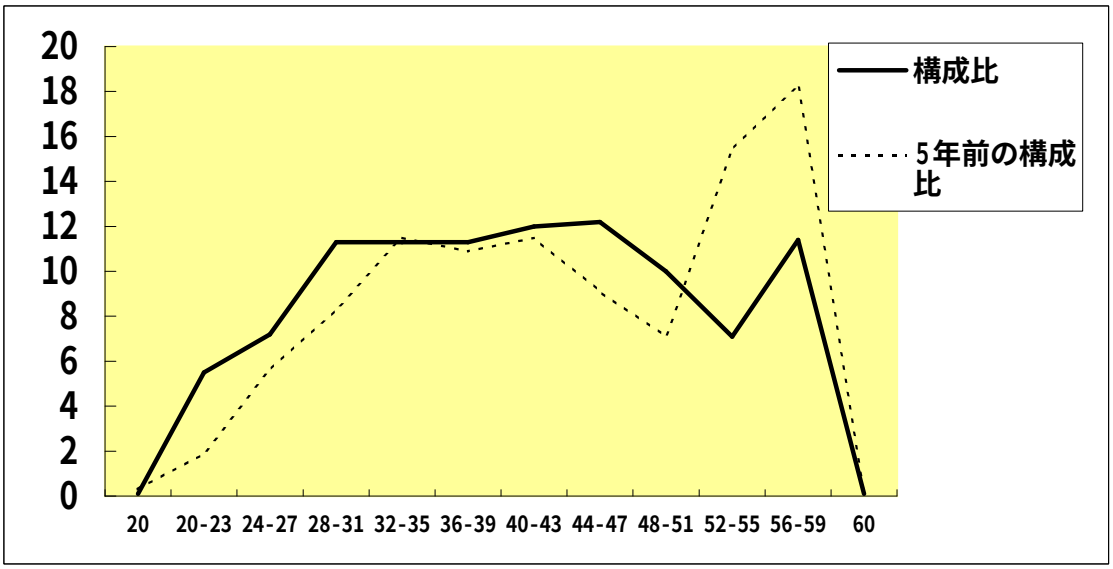

区　分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 1	人 36	人 47	人 73	人 73	人 73	人 78	人 79	人 65	人 46	人 74	人 1	人 646

（３）職員数の推移

（単位：人・％）

年度 部門別	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	過去5年間の増減数（率）
一般行政	474	476	476	460	450	443	-31 (-6.5%)
教育	117	103	104	98	99	98	-19 (-16.2%)
消防	0	0	0	0	0	0	0 (0.0%)
普通会計計	591	579	580	558	549	541	-50 (-8.5%)
公営企業等会計計	98	99	103	107	106	105	7 (7.1%)
総合計	689	678	683	665	655	646	-43 (-6.2%)

（注）各年における定員管理調査において報告した部門別職員数

8　公営企業職員の状況

(1)　水道事業

① 職員給与費の状況

ア　決算

区　分	総費用 A	純損益 又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B／A	(参考) 20年度の総費用に占 める職員給与費比率
22年度	千円 1,967,420	千円 342,573	千円 309,942	% 15.8	% 13.8

（注）1　決算額は、地方公営企業決算状況調査の分析によるものである。
　　2　職員給与費は、資本勘定支弁職員も含みます。
　　3　職員給与費は、法定福利費及び退職給与金を含みます。

区　分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費　B/
		給　料	職員手当	期末･勤勉手当	計　B	
22年度	人 36	千円 158,422	千円 24,384	千円 60,813	千円 243,619	千円 6,767

(参考) 羽曳野市平均 一人当たり給与費
千円 5,713

（注）1　決算額は、地方公営企業決算状況調査の分析によるものです。
　　2　職員数は、平成22年４月１日現在の一般職の数で再任用単時間勤務職員（１人）を含みます。
　　3　職員手当は、退職手当を含みません。

イ　特記事項

･通勤手当の見直し (自動車等による片道の通勤距離が2キロ未満の者、徒歩通勤者を支給対象外とする。)
　平成17年4月1日実施
･期末勤勉手当の見直し (役職加算の支給対象区分の縮小)　平成17年6月1日実施
･退職手当の見直し (20年以上勤続した場合の退職時特別昇給 (2号給) の廃止)　平成17年4月1日実施
･平成14年4月1日から平成22年3月31日まで管理職手当カット (20%)を実施
･平成19年4月1日から平成23年3月31日まで現給保障者を対象に給料の1%カット (ただし、現給保障額を上限) を実施
･管理職を対象に給料の1.1%～3.5%カット　平成22年4月1日から実施中
･全職職を対象に給料の1.5%カット　平成23年4月1日から実施中

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成23年４月１日現在）

区　分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
羽曳野市水道局	46.2　歳	366,718　円	576,625　円
団 体 平 均	45.6　歳	362,100　円	535,892　円

（注）1　平均月収額は、職員１人当たりの平均年収額を12で除して得たものです。
　　2　平均月収額は、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア　期末手当・勤勉手当

羽 曳 野 市 水 道 局	羽 曳 野 市
1人当たり平均支給額 (22年度) 1,689　千円	1人当たり平均支給額 (22年度) 1,470　千円
(22年度支給割合) 期末手当　2.6　月分　(　1.45　) 月分 勤勉手当　1.35　月分　(　0.65　) 月分	(22年度支給割合) 期末手当　2.6　月分　(　1.45　) 月分 勤勉手当　1.35　月分　(　0.65　) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ･役職加算5%～18%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ･役職加算5%～18%

(注)　(　)内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ　退職手当（平成23年４月１日現在）

羽 曳 野 市 水 道 局			羽曳野市		
(支給率)	自己都合	勧奨･定年	(支給率)	自己都合	勧奨･定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）	
(退職時特別昇給	無し)		(退職時特別昇給	無し)	
1人当たり平均支給額	0 千円	25,939 千円	1人当たり平均支給額	13,536 千円	27,153 千円

（注）退職手当の１人当たり平均支給額は、前年度末（平成22年度末）に退職した職員に支給された平均額です。

ウ　地域手当

（平成23年４月１日現在）

支給実績(22年度決算)			10,117 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)			289,054 円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
羽曳野市	6 %	35 人	6 %

エ　特殊勤務手当（平成23年４月１日現在）

支給実績(22年度決算)			0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)			0 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(22年度)			0.0 %
手当の種類(手当数)			4 種類
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
特殊勤務手当	事務･技術職員	山地又は高所における作業	200円/日
特殊勤務手当	事務･技術職員	火薬その他危険物の取扱作業	200円/日
特殊勤務手当	事務･技術職員	高熱物及び高圧電気等の取扱作業	200円/日
特殊勤務手当	事務･技術職員	維持修繕作業等に伴う困難な作業	200円/日

オ　時間外勤務手当

支給実績（21年度決算）	1,413 千円
職員1人当たり平均支給年額（21年度決算）	38 千円
支給実績（22年度決算）	732 千円
職員1人当たり平均支給年額（22年度決算）	20 千円

（注）　時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

カ　その他の手当（平成23年４月１日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(22年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(22年度決算)
扶養手当	(1)配偶者 13,000円 (2)その他の扶養親族 6,500円 (ただし職員に配偶者がいない場合にはそのうち1人については 11,000円) ※満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子1人につき5,000円加算	同じ		5,395 千円	207,485 円

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (22年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (22年度決算)
住居手当	(1) 借家・借間 ①家賃23,000円以下 家賃額－12,000円 ②家賃23,000円を超え55,000円未満 (家賃額－23,000円) ×1／2＋11,000円 ③家賃55,000円以上 27,000円 (2) 持家(世帯主) 1,500円 (新築・購入から5年間 2,500円加算) (3) 上記以外 支給無し	同じ		2,892 千円	82,626 円
通勤手当	徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が 片道2km以上であること (1) 交通機関等の利用者 運賃等相当額 上限 55,000円 (2) 自動車等の使用者 使用距離に応じて支給 ①自転車 2,700円～3,200円 ②原動機付交通用具 (自動車を除く) 4,900円～20,900円 ③自動車 6,400円～24,500円 (3) 交通機関等と自動車等との併用者 上限 55,000円	同じ		3,196 千円	103,111 円
管理職手当	部長 80,000 円 指定理事 80,000 円 理事 70,000 円 審議官 40,000 円 副理事 65,000 円 課長 60,000 円 参事 50,000 円 指定職員 47,000 円	同じ		4,800 千円	685,714 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は休日等に規則で定める事務に勤務した場合 1時間以上2時間未満 2,000円 2時間以上3時間未満 4,000円 3時間以上6時間未満 12,000円 6時間以上 18,000円	同じ		0 千円	0 円